

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一〇八十八の二 (略)		(略)
八十八の三 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験		二十七万円
八十八の四 保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験		二十七万円
八十八の五 (略)		(略)
八十九〇九十三 (略)		(略)
備考 (略)		

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一〇八十八の二 (略)		(略)
八十八の三 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験		二十七万円
八十八の四 (略)		(略)
八十九〇九十三 (略)		(略)
備考 (略)		

改正後

附則	改正前
<p>(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(電波障害防止装置を有しないか)取装置に係るものを除く。は、令和五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和五年八月三十一日以前に行われたもの)に限り、プラスチックライナーを有しない燃料タンクに係る燃料制御保護装置に係るものを除く。は、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(電波障害防止装置を有しないか)取装置に係るものを除く。は、平成三十五年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第三号の七下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旧規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(プラスチックライナーを有しない燃料タンクに係る燃料制御保護装置に係るものを除く。は、平成三十五年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。</p> <p>4 (略)</p>

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十一月十五日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十七条の改正規定、第三条中装置型式指定規則第五条の表第五号の九、第五号の十及び第五号の十三の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の装置型式指定規則(以下「旧規則」という。)第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和七年八月三十一日以前に行われたものに限る。は、この省令による改正後の装置型式指定規則(以下「新規則」という。)第五条の表第五号の九及び第五号の十下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定(令和四年八月三十一日以前に行われたもの)又はこの省令による改正に係る事項の認定以外に係るものに限る。は、新規則第五条の表第五号の十三下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第十五号の四、第十五号の五、第十八号から第三十一号の三まで、第三十四号及び第三十五号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。